

食安発0325第2号
平成23年3月25日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

貴県産農産物の放射性物質検査について

食品の放射性物質検査については、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の災害の発生後、各自治体等において、3月23日までに323件の検査が実施され、84件の暫定規制値を超える食品が発見されている。

このような状況の中、福島県では葉菜類等が摂食制限の対象となる一方、他県でも葉菜類のうち非結球性葉菜類に分類されるハウレンソウ、カキナ、シュンギク及びミズナについて、暫定規制値を超える放射性物質が検出されているところである。

については、貴県における検査の対象製品を選定する際には、下記の非結球性葉菜類の主要産地において、できるだけ市町村ごとの偏りがないように放射性物質検査を実施するよう計画され、その計画を3月28日までに報告されたい。

なお、検査機器の整備状況等の理由により、検査実施が困難な場合は、関係機関において検査を受け入れることも検討可能であることを申し添える。

記

ミズナ、コマツナ、チンゲンサイ、非結球レタス、シュンギク